

自転車用ヘルメット購入費に助成金を交付します

道路交通法が改正され、自転車ヘルメットの着用が努力義務化されました。

お子さまの安全のため、自転車用ヘルメットの購入と着用を応援する事業を実施します。

対象者	15歳までの豊能町内在住者
申請者	対象者の保護者等。※対象者本人による申請は受付できません。
補助額	購入費用（消費税込み）ただし上限2,000円。 ※100円未満の端数は切り捨てとなります。
購入対象日	令和6年4月1日以降に購入されたヘルメット
対象ヘルメット	安全基準を満たした新品の自転車乗車用ヘルメット SG・JCF・CE・GS・CPSCのマークがあるもの。
申請方法	郵送または役場本庁都市計画課窓口へ提出
申請受付期間	令和6年5月7日から令和6年6月末（消印有効）まで。
助成金交付時期	申請受理後、2～3ヶ月後。

1,840円（税込）のヘルメットだったら1,800円、3,200円のヘルメットだったら2,000円の補助金がもらえるんだね。



申請方法

- ① 町のホームページから助成金交付申請書の用紙をダウンロードして記入。
- ② 対象ヘルメットの購入日、購入先、購入金額、製品名等が記載された領収書かレシート等をコピー。
- ③ 使用する対象者の保険証やマイナンバーカード等の身分証明書をコピー。
- ④ 申請する保護者等の方の免許証、保険証やマイナンバーカード等の身分証明書をコピー。
※②③④は1枚のA4用紙と一緒にコピーしてもかまいません。
- ⑤ 対象ヘルメットの全体写真及び安全基準マークのある部分を撮影して印刷したもの。
- ⑥ ①～⑤の書類を、封筒に入れて下記まで郵送、または豊能町役場本庁都市計画課窓口まで提出してください。郵送料は申請者の負担となります。

制度の詳細につきましては「豊能町自転車用ヘルメット購入費助成金交付要綱」をお読みください。

＜郵送先・提出先＞〒563-0292 豊能町余野414番地の1

豊能町役場 都市計画課 ヘルメット助成金交付申請受付係

TEL072-739-3425

※助成金に関することや申請方法については吉川支所では対応できませんのでご注意ください。

Q：子供が大きくなるにつれてヘルメットも買い直しをしなければならないけど、助成金は何度も申請することが可能ですか？

A：申請は使用するお子様に対して1回限りとなります。2回以降の申請は受付できません。

Q：長男が大きくなって、次男にヘルメットを譲りました。長男に新しいヘルメットを購入するのに、次男の持つ申請の権利を長男に譲ることはできませんか？

A：権利を譲渡することはできません。ヘルメットは使用状況や年数によって劣化します。次男さんにも新しいヘルメットを購入してあげてください。

Q：どのくらいで助成金は振り込まれますか？

A：交付申請書を受理してから2～3ヶ月ほど経過してからの振込みとなります。



Q：助成金が「もらえるか」「もらえないか」について、役場からお知らせが届くのですか？

A：交付が決定した場合は通知を行わず、振り込みをもって通知とします。不交付の場合は通知します。

Q：フリーマーケットやネットの個人売買サイト、リサイクルショップで新品のヘルメットを購入したいけど、これって助成金の交付対象になりますか？

A：申請には購入先が発行する「購入日」「購入先」「購入金額」「製品名や型番」の記載された領収書やレシートが必要となりますので、それらが発行できればリサイクルショップで購入したヘルメットも対象となりますが、新品であることが条件です。

一方、フリーマーケットや個人売買では新品であることを証明することが難しいので、原則認めることはできません。

Q：この助成金の交付はいつまで行われるのですか？

A：申請は令和6年6月末の消印まで有効です。

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用し、安全運転をお願いします。



その他、ご不明な点等ございましたら都市計画課までお問合せください。

お問合せ先：豊能町都市計画課 072-739-3425

※ヘルメット購入費助成金交付事業については、吉川支所では対応できません。
必ず都市計画課までお願いします。